

「県立博物館における文化財への不適切行為事案」調査の経過報告

(中間報告)

I これまでの経緯

- 1 県立博物館の機能を活用した受託研究業務について
- 2 本事案のこれまでの経緯

II 調査内容

III 調査結果概要

- 1 文化財資料における無断切取り行為の有無について
 - (1) 平泉町柳之御所遺跡・平泉遺跡群の重要文化財（計 76 点）の調査結果
 - (2) 当該専門職員の文化財の切取り行為について
- 2 県立博物館、文化振興事業団及び県教育委員会事務局の平成 26 年度無断切取り行為等事案発覚当時の対応について
 - (1) 県立博物館及び文化振興事業団の状況
 - (2) 県教育委員会事務局の状況

IV 当面の再発防止策

V 今後の調査の進め方

令和元年 12 月 16 日

岩手県教育委員会

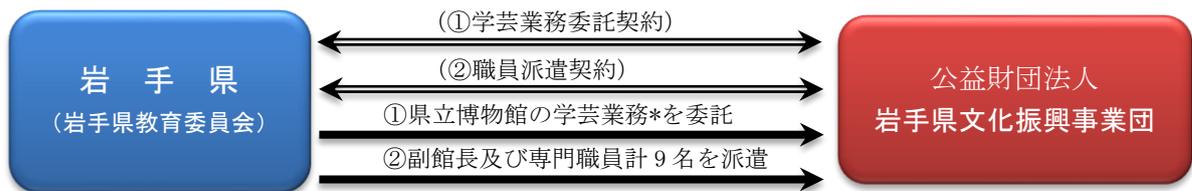
I これまでの経緯

1 県立博物館の機能を活用した受託研究業務について

(1) 岩手県立博物館（以下「県立博物館」という。）の学芸業務（展示活動、資料収集保管、調査研究活動、教育普及活動等の主要業務）については、岩手県から公益財団法人岩手県文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）に委託されており、県立博物館の施設管理については、平成 18 年（2006 年）度に指定管理者制度を導入し、導入当初から現在に至るまで文化振興事業団が指定管理者となっている。

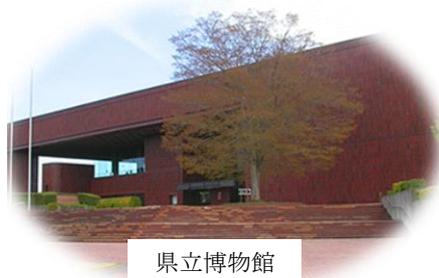
また、岩手県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）から文化振興事業団に副館長及び専門職員計 9 名が派遣され、県立博物館の業務に当たっている。

◆運営形態の概要



【学芸業務*】

- ①総務企画調整
- ②展示活動
- ③資料収集保管
- ④調査研究活動
- ⑤教育普及活動
- ⑥資料等管理



県立博物館

【職員構成】（H31 年 4 月現在）

- 館長（県非常勤特別職・事業団理事）1 名
- 副館長（県派遣）1 名
- 専門職員（県派遣）8 名
- 事業団職員 13 名

【学芸部門 6 領域】地質・考古・歴史・民俗・生物・文化財科学

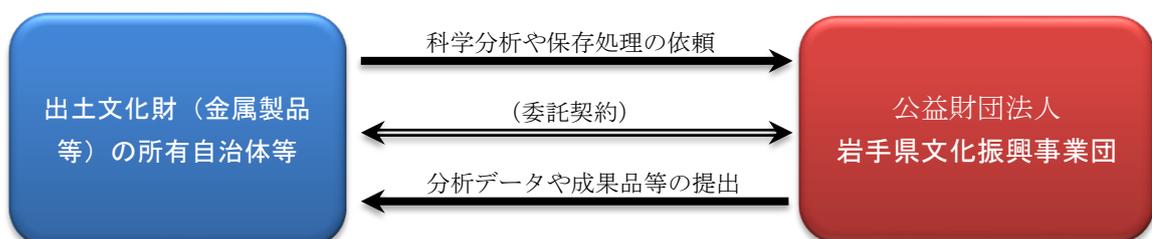
(2) 文化振興事業団においては、(1) の県から委託された学芸業務のほかに、県立博物館の調査研究機能を活用して、文化財の科学的調査及びその結果に基づく保存処理を自主的な受託研究業務（事業）として実施してきた。

一般に文化財の科学的調査は、構造（物性）・製作技法・産地・年代等を知ることが目的としており、これらの分析によって得られたデータは、保存処理方法を決定するうえでの重要な手掛かりとなることはもちろんのこと、古い時代の出来事を解明するうえでの貴重な学術資料として活用される。

出土した金属製品は、空気に触れることで急激に劣化する性質があることから、その対策として錆落としや塩分除去（脱塩）、樹脂等により強度を高める（補強）など、保存性を高める処理を行う必要がある。

県立博物館は、平成 3 年（1991 年）度（試行は平成 2 年度）から、出土した金属製品等の「科学分析」や「保存処理」を行う受託研究業務（以下「受託業務」という。）を、所有者である県内外の自治体等から受託し、その要請に応じてきた。

◆受託研究業務（事業）の概要



2 本事案のこれまでの経緯

- (1) 県立博物館が平成 26 年度に岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター（以下「埋蔵文化財センター」という。）から受託していた出土品の受託業務においては同年 8 月に、同様に野田村教育委員会からの受託業務においては 11 月に、いずれも委託者に無断で受託資料から切り取りによるサンプル採取が行われていたことが内部職員の申し出により発覚した。

さらに、野田村教育委員会からの受託業務においては、受託資料（出土品）の一つが所在不明（紛失）となり、委託者に無断でそのレプリカを作製したことや無断でサンプル採取した痕跡を X 線写真撮影でも分からないように他の金属で充填する行為があったことが明らかとなった。（以下これらの事案を「平成 26 年度無断切り取り行為等事案」という。）
- (2) 文化振興事業団は、県教育委員会との協議を踏まえ、平成 28 年（2016 年）3 月に、(1) の不適切な行為を行った専門職員（県教育委員会から文化振興事業団への派遣職員。以下「当該専門職員」という。）に対し、文書訓告措置を行った。
- (3) 元県立博物館職員による報道機関への情報提供などが発端となり、令和元年（2019 年）6 月 5 日、新聞紙面に「岩手県立博物館学芸員が所有者に無断で金属製の文化財の一部を切り取る行為を繰り返していた」との記事が掲載され、他の報道機関も相次いで取り上げた。
- (4) 県教育委員会は、この事態を重く受け止め、県立博物館及び文化振興事業団との連携協力の下、文化庁の助言を得ながら、主体的に調査を進めることとし、県教育委員会内に教育次長をリーダーとする調査チームを設置した。

また、同調査チームに県外の専門機関等から 5 名の有識者アドバイザーを加え、専門的な立場からの助言・指導を得ながら、調査に当たってきた。
- (5) これまでの調査から、平成 16（2004）～30 年（2018 年）度の期間（県立博物館内に契約文書などの書類が保存されている期間）の受託業務の件数は 269 件、調査対象資料（受託業務で取り扱った文化財資料をいう。以下同じ。）は 5,932 点に上ることが明らかになっている。
- (6) 調査対象資料には、平泉町の柳之御所遺跡・平泉遺跡群の重要文化財が含まれていたことから、その調査を最優先に進めることとするとともに、令和元年内に調査結果を公表することとした。

また、調査を進める中で、他道県の重要文化財も含まれていることが判明し、これらも優先的に調査を進めることとした。

II 調査内容

これまで、県立博物館及び文化振興事業団と連携協力しながら、県教育委員会（調査チーム）が行ってきた調査は、主に次の2点に関するものである。

- 1 これまで県立博物館が「科学分析」や「保存処理」を受託して取り扱った文化財資料（出土金属製品）における無断切取り行為の有無について
- 2 県立博物館、文化振興事業団及び県教育委員会事務局の平成26年度無断切取り行為等事案発覚当時の対応について

なお、調査対象資料のうち、最優先に調査を進めるものは次のとおりである。

（1）平泉町柳之御所遺跡・平泉遺跡群の重要文化財（計76点）[H22（2010）重要文化財指定]

- 指定点数125点（県所有39点、平泉町所有86点）のうち、県立博物館で保存処理等が行われた76点（県所有13点、平泉町所有63点）

（2）他道県自治体所有の重要文化財（計68点）

- | | | | | |
|---|---------------|-----|----------|--------------------|
| ① | 北海道枝幸町 目梨泊遺跡 | 1点 | （蕨手刀） | [H12（2000）重要文化財指定] |
| ② | 福井県 一乗谷朝倉氏遺跡 | 15点 | （銭貨） | [H19（2007）重要文化財指定] |
| ③ | 北海道上ノ国町 勝山館跡 | 9点 | （鉄塊ほか） | [H20（2008）重要文化財指定] |
| ④ | 青森県八戸市 丹後平古墳群 | 43点 | （方頭大刀ほか） | [H30（2018）重要文化財指定] |

Ⅲ 調査結果概要

1 文化財資料における無断切取り行為の有無について

県立博物館に保存されている平成16年（2004年）度以降の委託契約資料から調査対象となる受託業務数及び調査対象資料点数を確認し、採取されたサンプル残や受託業務毎の作業カード（当該専門職員から作業員に対する作業指示が記載されたもの。県立博物館では「保存処理カード」とも呼ばれていた。）等の詳細資料との突合せを行い、以下の手順で調査を進めてきている。

重要文化財については、X線写真をもとに、有識者アドバイザーの指導・助言を得ながら、関係資料と照合するなどして、無断切取り行為の有無を判断してきた。

【調査方法の主な流れ】

- ① 調査対象に関する資料等、把握できた情報のリスト化
- ② サンプル採取の承諾の有無の確認
(科学分析結果の発掘調査報告書等への掲載の有無、所有者からの聴き取り調査)
- ③ 採取されたサンプル残（県立博物館に保管されているサンプル）の確認
なお、サンプルは、主に次の2種類がある。

【溶液サンプル】

採取した試料を溶液に溶かしたもの。

分析機器にかけて、科学分析（元素分析等）を進める。



【樹脂詰めサンプル】

採取した試料片を樹脂で固めたもの。

500円玉程度の大きさの円柱形状。

分析機器にかけて科学分析（組織観察等）を進める。



- ④ 作業カード等の記述内容（サンプル採取指示表記等）の確認
- ⑤ X線写真の撮影（令和元年10月1日以降に、東北歴史博物館等において実施）
- ⑥ 有識者アドバイザーの指導助言によるX線写真の精査
- ⑦ 当該専門職員からの聴き取り調査
- ⑧ 有識者アドバイザー会議による協議を踏まえた無断切取り行為の有無の判断等

これまでの調査で明らかになったことは、次のとおりである。

(1) 平泉町柳之御所遺跡・平泉遺跡群の重要文化財（計 76 点）の調査結果 ◆別冊一覧資料参照

① 岩手県所有分（調査対象 13 点）の調査結果

		サンプル採取痕跡（切取り痕跡）		
		【有り】	【特定できない】	【無し】
		6 点	4 点	3 点
承諾の有無	ア 所有者の承諾有り	0	3	
	イ 所有者の承諾の有無が不明	4	0	
	ウ 所有者の承諾無し	1（火舎）	1（花瓶）	
	エ その他	1（内耳鉄鍋）	0	

※ 全 13 点のうち 10 点は、重要文化財指定（H22（2010））前に受託業務で取り扱われたものであり、3 点（火舎、花瓶、内耳鉄鍋）は、指定（H22）後に受託業務で取り扱われたものである。

○ 「サンプル採取痕跡（切取り痕跡）【特定できない】」とは、県教育委員会が発刊した発掘調査報告書に科学分析結果が掲載されている、あるいは、残存するサンプルが確認されているにもかかわらず、切取り痕跡を確認できなかったものである。

○ 「サンプル採取痕跡（切取り痕跡）【特定できない】—ア 所有者の承諾有り」（3 点）については、切取り痕跡を確認できなかったが、発掘調査報告書に科学分析結果が掲載されていることから、承諾有りと判断したものである。

[◆別冊一覧資料（岩手県所有分）№11・12・13 が該当]

○ 「サンプル採取痕跡（切取り痕跡）【有り】—イ 所有者の承諾の有無が不明」（4 点）については、県立博物館にも県教育委員会事務局（生涯学習文化財課）にも契約書類等が残されておらず、聴き取り調査でも確たる結論を得ることができなかったことから、承諾の有無は不明としたものである。 [◆同資料（岩手県所有分）№1・2・3・5 が該当]

○ 「サンプル採取痕跡（切取り痕跡）【有り】、【特定できない】—ウ 所有者の承諾無し」（各 1 点）については、それぞれ「火舎」と「花瓶」（計 2 点）である。

[◆同資料（岩手県所有分）№7・8 が該当]

- 火舎は、重要文化財指定（平成 22 年（2010 年））後の平成 24 年（2012 年）4 月から文化庁の指導の下で保存処理が行われた。その際、所有者の承諾も文化庁の許可もないうまにサンプル採取が行われた。

残されている溶液サンプル容器には、平成 24 年（2012 年）6 月 14 日と記されている。

- 花瓶は、火舎と同時期に保存処理が行われ、同様にサンプル採取が行われた。サンプル採取痕跡（切取り痕跡）は特定できなかったが、保存処理の際に採取したサンプルが残されている。溶液サンプル容器には、火舎と同時期の平成 24 年（2012 年）6 月 26 日と記されている。

かしや
火舎 (側面)



けびよう
花瓶



かしや
火舎 (上面)



ないじてつなべ
内耳鉄鍋



○ 「サンプル採取痕跡 (切取り痕跡) 【有り】—エ その他」(1点)は、「内耳鉄鍋」である。
[◆同資料 (岩手県所有分) №4 が該当]

- ・ 出土後の平成2年(1990年)頃に科学分析が行われ、さらに指定後の平成24年度には、文化庁の指導の下にき損修理と保存処理が行われた。

平成2年頃の科学分析については、県立博物館からの報告をもとに、県教育委員会発刊の発掘調査報告書に分析結果が掲載されていることから、所有者承諾済と判断される。

平成24年度にき損修理と保存処理が行われた際に、作業工程で行われた錆落としによって出た錆片を用い、当該専門職員により、溶液サンプルが作成されていたことが確認されている。

サンプル採取痕跡は、2か所確認できるが、それぞれいつ採取されたものかが特定できないため、現時点では「その他」としたものである。

② 平泉町所有分 (調査対象 63 点) の調査結果

		サンプル採取痕跡 (切取り痕跡)			
		【有り】	【特定できない】	【不明】	【無し】
		23 点	4 点	1 点	35 点
承諾の有無	ア 所有者の承諾有り	13	4	1	
	イ 所有者の承諾の有無が不明	10	0		
	ウ 所有者の承諾無し	0	0		
	エ その他	0	0		

※ 全63点が、重要文化財指定 (H22 (2010)) 前に受託業務で取り扱われたものである。

○ 「サンプル採取痕跡 (切取り痕跡) 【特定できない】」とは、平泉町教育委員会等が発刊した発掘調査報告書に科学分析結果が掲載されている、あるいは、残存するサンプルが確認されているにもかかわらず、切取り痕跡を確認できなかったものである。

○ 「サンプル採取痕跡 (切取り痕跡) 【不明】」とは、切取り痕跡が疑われる箇所が存在するものの、切取り痕跡とは断定できなかったものである。

○ 「サンプル採取痕跡 (切取り痕跡) 【有り】—ア 所有者の承諾有り」(13点)については、県立博物館からの報告をもとに、平泉町教育委員会等が発刊した発掘調査報告書に分

析結果が掲載されていることから、承諾有りとは判断したものである。

[◆同資料（平泉町所有分）№7・13・14・15・16・21・22・25・26・29・32・52・59
が該当]

- 「サンプル採取痕跡（切取り痕跡）【特定できない】—ア 所有者の承諾有り」（4点）
については、切取り痕跡を確認できなかったが、発掘調査報告書に科学分析結果が掲載さ
れていることから、承諾有りとは判断したものである。

[◆同資料（平泉町所有分）№4・5・19・28 が該当]

- 「サンプル採取痕跡（切取り痕跡）【有り】—イ 所有者の承諾の有無が不明」（10点）
については、その全てが、平成11年（1999年）度以前に受託業務で取り扱われたもので
あり、県立博物館にも平泉町にも契約書類等が残されておらず、聴き取り調査でも確たる
結論を得ることができなかったことから、承諾の有無は不明としたものである。

[◆同資料（平泉町所有分）№11・12・30・33・53・54・55・56・57・60 が該当]

- 「サンプル採取痕跡（切取り痕跡）【不明】」（1点）については、切取り痕跡が疑われる
箇所が存在したものの、切取り痕跡とは断定できなかったものである。

[◆同資料（平泉町所有分）№27 が該当]

- 今回のX線写真の精査により切取り痕跡が確認された調査対象資料について、発掘調査
報告書（科学分析結果）には、そのサンプル採取方法について「保存処理をする際に採取
することができた鍔片を用いた」と記述されており、切取り痕跡の存在との整合性に欠け
る記述があった。また、同報告書には、切取りが行われなければ得ることのできないサン
プルの画像が掲載されていた。

[◆同資料（平泉町所有分）№4・5・13・14・15・16・19・21・22・25・26・28・29・
32・52・59 が該当]

- 今回のX線写真の精査で確認されたサンプル採取（切取り）の箇所数と、発掘調査報告
書（科学分析結果）に記載されている箇所数が一致していないものがあつた。

[◆同資料（平泉町所有分）№7 が該当]

③ 当該専門職員の平泉の重要文化財に係る無断切取り行為について

今回の調査で得た資料を基に当該専門職員からの聴き取り調査をした結果等から、次のこと
が明らかになった。

○ 【岩手県所有「火舎」について】

ア 平成24年（2012年）度に、当該専門職員の指示の下、作業員によってサンプル採取（切
取り）が行われた。その際の受託内容は保存処理のみであり、所有者（岩手県）の承諾及
び文化庁の許可が無いことは明らかであることから、「無断切取り」と判断されるもので
ある。

イ サンプル採取は、ダイヤモンドカッター（グラインダー）により、口縁部から行われた
ものである。

ウ 当該専門職員には、調査対象資料は重要文化財であるとの認識はあつたものであるが、
「サンプル採取について、深刻に考えなかつた」と述べている。

エ サンプル採取の目的は、学術情報収集（活用、保存を含む）のためであつた。この事案

のサンプルは、保管されたまま科学分析は行われていない。

○【岩手県所有「花瓶」について】

ア 火舎と同時期に、当該専門職員の指示の下、作業員によってサンプル採取（切取り）が行われた。その際の受託内容は保存処理のみであり、所有者（岩手県）の承諾及び文化庁の許可が無いことは明らかであることから、「無断切取り」と判断されるものである。

イ サンプル採取は、ダイヤモンドカッター（グラインダー）により、器の内側の側壁付近から行われたものである。

ウ 当該専門職員には、調査対象資料は重要文化財であるとの認識はあったものであるが、「サンプル採取について、深刻に考えなかった」と述べている。

エ サンプル採取の目的は、学術情報収集（活用、保存を含む）のためであった。この事案のサンプルは、保管されたまま科学分析は行われていない。

○【岩手県所有「内耳鉄鍋」について】

X線写真の精査で確認されたサンプル痕跡 2 か所のうち 1 か所については、当該専門職員は「平成 2 年（1990 年）頃の科学分析の際に、自分が採取したものである」と述べているが、サンプル採取の時期は 2 か所とも特定できていない。

○【平泉町所有分について】

ア 発掘調査報告書（科学分析結果）には、サンプル採取方法について矛盾する記述（同報告書の前半部分に「保存処理をする際に採取することができた鍍片を用いた」と記述されているにもかかわらず、後半部分には、切取りが行われなければ得ることのできないサンプルの画像が掲載されていたこと）があった。

サンプルの画像は、分析装置（マイクロアナライザー）によって得られる情報であり、そのためには切取りによる一定の破片が必要となることから、「鍍片」ではなく切取りによって採取されたサンプルであることを示すものである。

このことについて当該専門職員は、報告書作成時の記述の誤りであると認めている。

[◆同資料（平泉町所有分）№4・5・13・14・15・16・19・21・22・25・26・28・29・32・52・59 が該当]

イ サンプル採取（切取り）の箇所数が、発掘調査報告書（科学分析結果）の記載と異なるものがある。当該専門職員は、資料の鍍の状況がひどく、必要とする情報が得られなかったために、報告書作成時の箇所数に含めなかった分があるとして、その記載漏れを認めている。 [◆同資料（平泉町所有分）№7 が該当]

（2）当該専門職員の文化財の切取り行為について

当該専門職員の無断切取り行為への関わりについては、今般、平泉町柳之御所遺跡・平泉遺跡群の重要文化財（特に、火舎、花瓶等）の調査結果を当該専門職員に対して具体的に示しながら聴き取り調査を行い、(1) のことが明らかになった。また、重要文化財以外の文化財を含めた切取り行為への関わりについては、次のようなことが明らかになってきた。

① 火舎及び花瓶については、指定後の平成 24 年（2012 年）4 月頃、保存処理の依頼を受けた際に、当該専門職員が作業員に対し、切取りによるサンプル採取を指示したものであること。

② ①のほか、県立博物館における文化財の切取り行為は、当該専門職員自身や当該専門職員の

指示を受けた作業員が行ったものであること。

なお、文化財資料に対する具体的な作業は数名の作業員が行うことが多いが、あくまで与えられた指示に従って進められており、作業員が独断で指示のない作業を行うことはなかったこと。

- ③ サンプル採取の目的は、保存処理方法等の見極めと学術情報収集（活用、保存を含む）にあったこと。
- ④ 本来は、委託者の承諾を得た上でサンプル採取を行うべきところ、作業の円滑化や効率化（スピードアップ）を意識したため、承諾を得る手順を怠った（省略した）ものがあること。

2 県立博物館、文化振興事業団及び県教育委員会事務局の平成 26 年度無断切取り行為等事案発覚当時の対応について

これまでの調査において、平成 26 年度無断切取り行為等事案に関わった県立博物館、文化振興事業団及び県教育委員会事務局の関係者に対する聴き取り調査を実施するとともに、関係書類などの確認調査等を行ってきた。

（1）県立博物館及び文化振興事業団の状況

① 事案発生当時の究明対応について

平成 26 年度無断切取り行為等事案の発生後、県立博物館において当該専門職員を含む内部職員に対する聴き取り調査が行われた。この調査において、当該専門職員は、サンプル採取は業務を開始した平成 2 年当時から行っていることを認めており、平成 26 年度無断切取り行為等事案以外にも無断切取りがなされている可能性を念頭に置いた調査が必要であったが、結果として、今般の不適切行為事案の発覚につながるような事実解明は行われず、不十分な調査に終わった。

② 文化振興事業団の事故報告書について

平成 27 年（2015 年）3 月 30 日付けで文化振興事業団から県教育委員会事務局あてに提出された平成 26 年度無断切取り行為等事案に係る事故報告書には、事故の原因として「業務受託に当たり、同様の行為が長年にわたり繰り返し実施され、『文化財を傷つけている』という感覚が薄れているものと思慮される」と記述され、また、事故報告書の添付文書には、「上記 2 件（平成 26 年度無断切取り行為等事案）以外の保存修復業務について、不適切な行為があったかどうかの事実確認はできておらず、今後も順次検証することとしていることから、確認でき次第報告する」との記述が添えられているものの、①に記載のとおり、この点に関して十分な調査は行われることなく、その後県教育委員会事務局に対して新たな事案の報告はなされなかった。

③ 無断切取り行為は非違行為に当たるかどうかの確認について

②の事故報告書提出後、県立博物館、文化振興事業団及び県教育委員会事務局（生涯学習文化課）の三者で協議がなされ、無断切取りによるサンプル採取（破壊分析行為）が非違行為に当たるかどうかについて、客観的見解を得るため、県外専門機関等から聴き取り調査を行うことの必要性などが確認され、その後県立博物館によって当該調査が行われた。

その調査結果等を踏まえ、文化振興事業団から県教育委員会事務局に対して、平成 26 年度無断切取り行為等事案について「不適切な行為が数多くあるが、明らかな法律違反といえるも

のではなく、被害者も謝罪を受け入れていることから、戒告以上の懲戒処分は難しいと考える」ことなどを内容とする平成 28 年（2016 年）2 月 17 日付け追加報告書が提出された。

④ 県立博物館及び文化振興事業団における組織的対応について

平成 26 年度無断切取り行為等事案については、①～③の経過をたどり、結局、他に無断切取り行為が行われているか否かについて、対象を広げて調査がされることはなかった。

本事案発生の背景には、当該業務の専門性が高く、その詳細を容易に理解できる人材に限られていたことや、当該専門職員のコンプライアンス意識の欠如が根底にあり、加えて組織マネジメントの不足や危機管理対応の不十分さがあったといえる。

また、調査対象が広げられなかったことについては、県立博物館における事案への対応が特定の職員に集中していた状況が認められ、当該職員へのバックアップを含め、全容解明に向けて県立博物館及び文化振興事業団組織全体で取り組む姿勢や体制が不十分であったことが一因と考えられる。

（2）県教育委員会事務局の状況

① 事故報告を受けた後の措置検討について

県教育委員会事務局（教職員課）において、（1）—②の事故報告書の提出の後、（1）—③の追加報告書の提出を待って措置検討が行われた。

その結果、平成 26 年度無断切取り行為等事案については、「文書訓告が適当」と判断され、その旨文化振興事業団に通知された。

なお、本措置は、職員派遣契約書の規定に基づき、派遣元の県教育委員会と派遣先の文化振興事業団が協議のうえで、行為の内容が文化振興事業団の業務に深く関わるものであることから、管理監督すべき文化振興事業団から当該専門職員に対して行われたものである。

② 措置の実施と他の切取り行為事案の調査について

措置の実施経過は、①に記載したとおりである。一方、（1）—②のとおり、文化振興事業団による事故報告書には、他の切取り行為事案の有無を確認するための調査を行い、確認次第報告する旨が記載されていたにもかかわらず、その後の報告はなされなかった。

県教育委員会事務局（教職員課）においては、平成 28 年（2016 年）2 月に、県立博物館による県外専門機関等からの聴き取り調査結果に関する追加報告書の提出を受け、またそれ以上の報告が無かったことから、措置検討が行われたものである。

③ 県教育委員会における組織的対応について

平成 26 年度無断切取り行為等事案の発覚を受け、事業実施の当事者である県立博物館及び文化振興事業団は、他に同様の事案がないかどうか調査を進めるべきであったが、県教育委員会事務局も、事故報告書等の情報を踏まえ、事案の広がりの可能性などを見通しながら当該調査の実施を指導・支援する姿勢が必要であったものと考えられる。

そういった機会を逸し、今般の元県立博物館職員の報道機関への情報提供などを発端とする本事案の発覚という事態につながった背景には、当該業務が高い専門性に基づく、文化振興事業団の自主事業によるものであったこと、県立博物館及び文化振興事業団との情報の共有や連携の不足、危機管理対応の不十分さがあったといえる。

IV 当面の再発防止策

1 公共財への意識を高めるためのモラル研修の実施

今回の事案は、国民・県民等共有の文化的財産としての公共財を扱う意識の欠如が大きな要因となっていることから、県立博物館、文化振興事業団及び県教育委員会事務局（生涯学習文化財課）の関係職員のみならず、関係団体及び市町村関係者にも呼びかけ、モラル研修等を実施する。

2 管理監督者向け組織マネジメント等研修の実施

今回の事案は、組織間の情報共有や連携、組織マネジメントの不足、危機管理対応の不十分さなどが背景にあることから、関係組織の管理監督者等を対象とした研修等を実施する。

3 月例報告書への「組織マネジメントに関すること」の項目追加

今回の事案は、事案の発生から関係組織間の情報共有までに相当の時間を要したことが、それぞれの組織の適切な対応を鈍らせた側面がある。

組織運営上の課題の発生や状況の把握等については、早い段階での関係組織間の情報共有が重要であることから、月例で、県立博物館等の県立社会教育施設から文化振興事業団等の指定管理者経由で県教育委員会事務局（生涯学習文化財課）に報告されている実績報告書（利用者実績等）に、「組織マネジメント上の課題」の項目を加えるなど、新たな手だてを講じる。

V 今後の調査の進め方

1 他道県の重要文化財に係る調査の継続

他道県の重要文化財に係る案件は、できるだけ早期に所有者と調整を進め、全点X線写真撮影のうえ、無断切取り行為の有無等を確認していく。

2 重要文化財以外の文化財に係る調査

重要文化財の調査が一定の区切りを迎えた後に、残されている文化財についての調査を進める。所有者に対する個別の状況説明を丁寧に行いながら、具体の調査方法等の協議を進めていく。

3 県立博物館、文化振興事業団及び県教育委員会事務局の組織的対応に関する調査

今後、文化財に関する調査の進展に応じ、適宜、組織的対応に関する調査も行い、再発防止策に反映する。